

平成28年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

平成28年12月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- 梅津 二郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授
- 大野 高裕 早稲田大学 理事
- ◎ 北浦 正行 武蔵大学 客員教授
- 柴田 裕子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
革新創造センター 部長
- 松井 泰則 立教大学 経営学部 教授
- 松本 宏行 ものづくり大学 製造学科 教授
- 八木澤 徹 株式会社日刊工業新聞社 論説委員
- 和田 正毅 職業能力開発総合大学校能力開発院
基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)	1
3	統廃合等検討対象職種の概要.....	2
	(1) 縫製機械整備	2
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)	3
	(1) 技能検定の社会的便益に係るアンケート調査.....	3
	(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング.....	4
	(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集.....	5
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について.....	7

<参考資料>

(参考資料) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成28年度においては、平成22年度～平成27年度の平均受検申請者数が100人以下の職種について、検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成22年度～平成27年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は都道府県が実施する全112職種中10職種であり、本検討会において既に統廃合等の検討を行っている4職種（酒造職種、製版職種、機械木工職種及び木型製作職種）を除く6職種が、今回の検討対象の候補職種となる。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
酒造	143	72	95	74	76	118	96
製版	111	86	80	70	58	-	68
金属溶解	55	43	94	15	48	72	55
ウェルポイント施工	102	-	109	-	102	4	53
エーエルシーパネル施工	85	83	-	69	-	77	52
陶磁器製造	95	-	16	83	-	77	45
印章彫刻	-	-	117	-	-	101	36
機械木工	68	-	-	67	-	-	23
木型製作	46	-	-	66	-	-	19
縫製機械整備	92	-	78	-	80	-	42

なお、平成 20 年度報告書においては、「第 1 次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後 2 年又は 3 年に 1 回技能検定を実施するものについては、それぞれ 50 人以上又は 30 人以上の場合は、各実施年における受検者数が約 100 人に達することから検討対象から外すことが適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象の候補職種のうち 5 職種（金属溶解職種、ウェルポイント施工職種、エーエルシーパネル施工職種、陶磁器製造職種及び印章彫刻職種）は対象から外れることとなる。

この結果、平成 28 年度の統廃合等の検討対象となる職種は 1 職種（縫製機械整備職種）となる。

表 2：検討対象候補職種

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
金属溶解	55	鋳鉄溶解作業	隔年 (H26-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		鋳鋼溶解作業	3年毎 (H24-)	
		軽合金溶解炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
ウェルポイント施工	53	ウェルポイント工事作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
エーエルシーパネル施工	52	エーエルシーパネル工事作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
陶磁器製造	45	手ろくろ成形作業	3年毎 (H21-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H5-)	
印章彫刻	36	木口彫刻作業	3年毎 (H24-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		ゴム印彫刻作業	休止 (H16-)	
縫製機械整備	42	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) 縫製機械整備

・縫製機械整備作業

ミシンの点検及び検査、故障箇所の判断、分解、交換部品の選別、組立て及び調整までの一連の作業

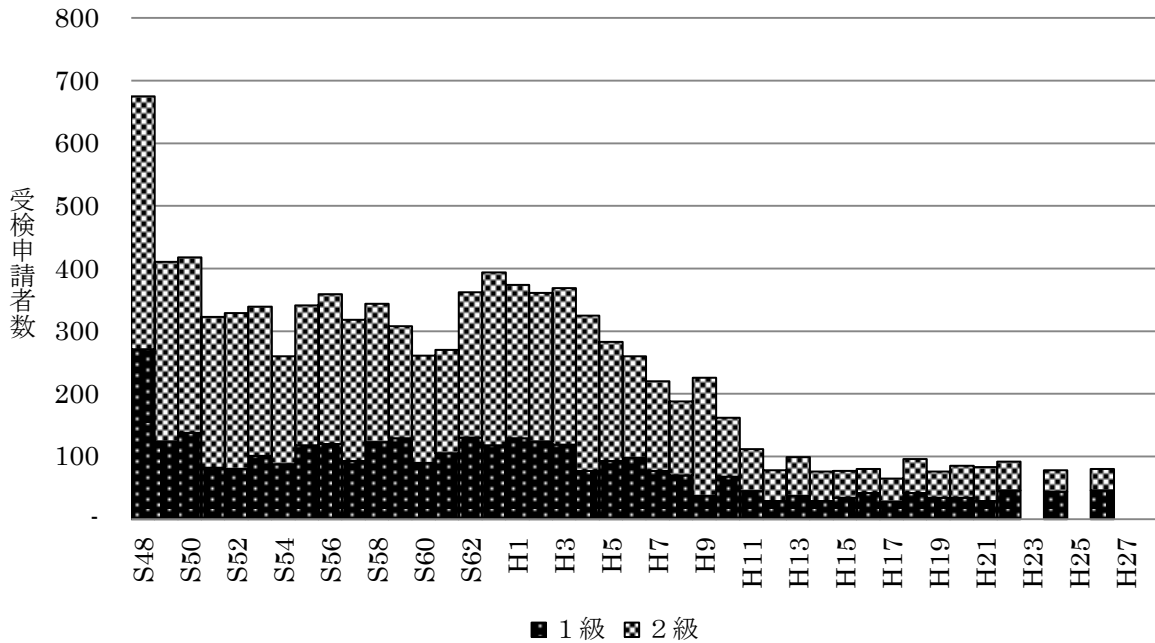
昭和 46 年度に職種が新設された。

職種新設当初は多くの受検者がいたが、平成 12 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 22 年度までは毎年試験を実施、平成 23 年度以降は隔年で試験を実施している。

平成 27 年度までの累計受検申請者数は 11,875 人（1 級 4,564 人、2 級 7,311 人）、累

計合格者数は6,740人（1級2,805人、2級3,935人）である。

図1 縫製機械整備職種受検申請者数の推移



4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

(1) 技能検定の社会的便益に係るアンケート調査

平成20年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表3に示す12項目に整理された。また同報告書では、これらの12項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出し、所属カテゴリの標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされた。

表3：技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ

消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持
---------------	--

平成 20 年度報告書では、第 2 次判断基準の客観性を確保するため、職種ごとに社会的便益を点数化し、それぞれのカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）の 8 割未満であった職種については、廃止、他職種と統合して都道府県知事が実施する方式（以下「都道府県方式」という。）で実施、又は指定試験機関が実施する方式（以下「指定試験機関方式」という。）へ移行することとされている。

そこで、職種のカテゴリごとの標準点数を設定するために、技能検定の実施に協力している関係業界団体に対し、平成 25 年度～26 年度にかけて技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施した。（配付数 311 件、回収数 203 件、回収率 65%）

その結果、各カテゴリの平均評点は表 4 のとおりであり、今回の評価対象職種である縫製機械整備の平均評点の 8 割を上回った。

表 4： 職種カテゴリごとの平均評点、8 割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ		合計	8 割値	統廃合等検討対象職種	評点	8 割比	
建設型		52.4	41.9	(該当職種なし)			
製造型	製品生産型	労働集約型	50.2	40.1	(該当職種なし)		
		機械化型	49.3	39.4	(該当職種なし)		
	生産支援型	整備型	52.1	41.7	縫製機械整備	54.5	○
		生産基盤提供型	49.8	39.9	(該当職種なし)		
工芸型		51.4	41.2	(該当職種なし)			
その他		51.6	41.3	(該当職種なし)			

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表 5 のとおりである。

表 5： 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
縫製機械整備 [6 年平均受検申請者数 42 人]	都道府県方式での継続を希望

より具体的には、「縫製機械整備」職種について、

1. 縫製機械業界ではリストラや廃業による人員構成のゆがみなどによる弊害もみられることから、業界の技術力の維持向上のためには、新たな人材をスキルの高い技

術者へ育成すること、高度な技術をもつ人材の高齢化が進む中、IoT やロボットを活用して技術伝承を可能とする技術者を育成することが急務となっており、これらを実現していくためには、国家検定としての「縫製機械整備作業」技能検定が必要であること。

2. 縫製機械業界には、ミシンの他に延丹機、裁断機、プレス機などの縫製前後の工程機械もあり、これらを技能検定試験に組み入れることで、販売業者や縫製事業所での「縫製機械整備作業」技能士としての総合的な技術力向上を図ることができること。

から、今後関係業界団体が、

- ① 平成 30 年度試験の対象機種拡大
- ② 資格取得者（技能士）の地位向上、資格取得メリットの向上
- ③ 技能検定試験会場の拡充と広報活動の強化

等を行うことにより、受検者拡大を図っていくとの意向が示された。

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成 28 年 10 月 5 日～10 月 18 日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、4 通（計 4 件）の意見をいただいた。寄せられた意見は表 6 のとおりである。

表 6：パブリックコメント実施結果

番号	ご意見等の要旨	ご要望
1	<p>縫製機械整備作業の技能検定の必要性について以下の通りと考えます。</p> <p>縫製機械、所謂ミシンの技術水準は非常にユニークなもので、これは他の機械製品の殆どが回転運動機構によりその機能を果たしているのに比して、ミシンには回りながらその機能を果たす回転運動機構（主要軸）は勿論、行ったり来たりする直線往復運動機構（針棒）、左右への動きを行う揺動運動機構（同）、生地を送り進めるために必要な間歇運動機構（送り部分）、上糸を捌く早戻り機構（天秤）、機械式記憶機構（縫い模様をつくるカム）、摩擦を用いた運動制御機構（糸調子）等々、あらゆる機構学的要素が他の機械製品よりも小さなボディに盛り込まれていて、それらが全てにおいて同調しながら駆動していきます。</p> <p>ミシンは低速低荷重であり、一般的技術評価からすればローテクかも知れませんが、可撓物（柔軟性があり曲げたり撓めたりができるもの）を加工対象として扱っていることから、硬い金属等の素材を固定して加工するといった他の技術分野では考えられない難しさを伴っています。</p>	存続

	<p>上記の通り、類い稀な非常に複雑な機構を内部に収め、しかも昨今では縫製機械のデジタル化に伴う一層の複雑化、さらには自動化・省力化などが求められている縫製機械の技術的な整備技能を習得する上でも、縫製機械整備技能検定は他に類を見ない非常に難解な機構を、技能向上と習得を目指す業界人らにとって一つの努力目標として掲げている事が現状と言えます。</p> <p>さらに、東京・大阪・愛知県の三大都市圏で行われてきた技能検定が、昨今では隣県の千葉県でも販売業者から声が上がって開催されるようになり、大阪では販売業者から声上がり新たに家庭用ミシンの技能検定を開催、また宮崎県でも初の縫製機械整備技能検定が開催されてきています。</p> <p>三大都市で行われてきたものが、徐々にではありますが地方へと広がりを見せ始めている中で、実技用機械を提供するメーカーも各地区にあるミシンの販売組合のニーズを拾い上げて技能検定のための連携を強化しつつあります。</p> <p>有資格者となった技能士は、その認められた技能をB to B、B to Cで発揮するのみならず、信用・信頼といった経営のソフト戦略にも好影響をもたらしており、今後は一定量のボリュームが見込めるミシンメーカーの新入社員、販売業界の新規の技能検定受検者および上級への受検者を掘り起こす事で継続的な技能者を育てていくことができるものと考えています。</p> <p>決して伸びしろが大きいとは言えない地味なミシン産業ではありますが、しかし家庭用ミシンは年間 70 万台がコンスタントに販売されていますし、縫製機械を設備として使用する国内縫製工場においても、すべてが日本製という J∞QUALITY への参画が大幅に増加し、繊維製品の国内生産出荷額も上昇していますので、その設備機器をメンテナンスする技能士を育成することがいまさらに求められていると言えます。</p>	
2	<p>国内縫製企業における設備保全体制の脆弱さゆえに、縫製設備メーカーや流通業者におけるサポートは、ものづくり基盤を支える重要な役割を担っています。次代への技術継承も含め、技術研鑽を図る目標として、また、国内のものづくり基盤を守るためにも、国家検定の存在意義は大きいものと考えます。</p>	存続
3	<p>弊社（ミシンディーラー）では、「縫製機械整備」の技能士有資格がおり、今年度も受検予定者がいます。また、有資格者には資格手当を社内評価として支給しています。</p> <p>家庭用ミシンに関しては、購入者が有効に使用して頂けるよう、技能士がしっかりと説明を行っており、これは我々業者として最も大切な事と認識しております。</p> <p>工業ミシンに関しては、現在、日本のアパレル縫製工場はバブル崩壊後、「円高」、「デフレ」等の要因により空洞化が進行し、縫製工場の件数、従業</p>	存続

	<p>員数、製造出荷額等は減少傾向にあります。その結果、機械の保全、整備者が十分に確保出来ない工場も少なくない状況があり、アフターサービス、メンテナンスはミシンディーラーに委ねられています。</p> <p>今後、「MADE in JAPAN」としての品質が確保された製品を製造する為には我々の「技能」が貢献をしていかねばならないと認識しており、そのためにも、技能士の有資格者を増やさなければならないと考えています。</p> <p>弊社としては、縫製機械整備技能士は以下の意義があることから、当該検定試験の継続を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客の信頼を得る。 (2) 資格を取得した社員本人が誇りを持って働く。 (3) 社員の会社定着率が向上する。 (4) 顧客への技能・技術の提供は専門業者としての義務である。 	
4	<p>縫製機械整備作業の技能士については、今後も一般的な機械整備の一分野として存在する事になると考えるが、時代の移り変わりを考慮すると、取りやめ対象として良いのではないかと考える。</p>	廃止

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

縫製機械整備職種については、平成12年以降受検申請者数が横ばいで推移してきたが、平成28年以降、メーカー団体は受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢をみせている。特に、平成28年度は前回の2倍となる160人の受検申請者が見込まれ、平成28年度の受検申請者数（速報）を含む平成23年度～28年度の平均受検申請者数は50人を超えると見込まれる。

このため、関係業界団体が時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

- 1 検定職種の統廃合について
 - ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
 - ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
 - ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
 - ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表
- 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討

検定職種の統廃合について


- 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)
過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合



100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)
①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当
- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
 - ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
 - ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適當

今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上